#### 【背景】

野生動物観光は外国人観光客にとって魅力的なコンテンツであり、国際観光の成長分野の一つである。日本は魅力的な野生動物観光資源が存在する一方で、インバウンド対応のツアーが不十分であり、世界水準である持続可能な形となっていない。

#### 【事業内容】

- ①インバウンド促進に向けたファムトリップやプロモーションの実施
- ②野生動物への配慮等を満たした世界水準の野生動物観光を実現するためのツアーコンテンツ作りの支援
- ・訪日外国人に人気の高い、保全活動自体をツアーに組み込んだ付加価値の高いツアーコンテンツ作り
- ・訪日外国人が問題視する可能性のあるツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善の支援
- ・訪日外国人の受入れ体制の拡充

#### 【効果】

- ①インバウンド促進に向け即効性のある事業により、知名度を上昇させ、訪日外国人観光客数を増加させる。
- ②野生動物観光のコンテンツを世界水準に引き上げ、訪日外国人観光客数の増加や滞在時間の増加を図る。

#### 【補助事業実施スキーム】

環境省

(補助率:定額)

中間執行団体(非営利法人)

民間事業者、 地方公共団体 等









### 野生動物観光促進事業(補助事業)



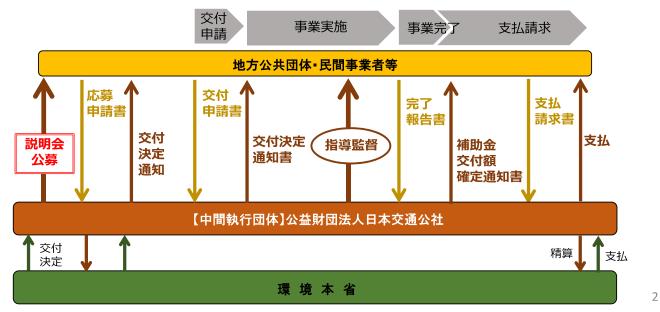
#### 【交付の流れ】

当補助事業は環境省から補助金の執行管理を包括的に委託する中間執行団体(公益財団法人日本交通公社)を通じて、公募、交付申請受付、支払等を行うこととしています。

※ご不明な点等は

公益財団法人日本交通公社 観光地域研究部 野生動物観光促進事業事務局 wildlife@jtb.or.jp

にお問い合わせください。



## 野生動物観光促進事業

## 補助対象事業の例

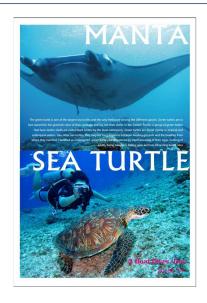
# 環境省 公益財団法人 日本交通公社(中間執行団体)

※ 本補助金における採択の可否は、実際の事業および応募書類の内容に基づいて判断されます。本資料に示す例に類似する事業が採択されることを保証するものではありません。

## ① プロモーションコンテンツの作成

事業例)多言語版パンフレット・ガイドブックの作成、配布

- インバウンド向け野生動物観光ツアー参加を促すポスターを製作、空港やホテルへ掲示を依頼
- 「地域で見ることができる野生動物→参加できるツアー」のガイドブックを製作・配布







#### 補助対象経費の例

- ・ポスター・冊子印刷費(印刷製本費)
- ・野生動物の専門家へ監修謝金 (諸謝金)
- ・関連事業者説明会 会場費(借料及び損料)
- 野生動物撮影費(雑役務費)
- ・デザイナー制作依頼費 (雑役務費)
- ·翻訳代(雑役務費)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1/2 にあたる額となります。

## ① プロモーションコンテンツの作成

事業例)事業者が自社WEBサイトを多言語対応、海外向け現地ツアー紹介メディアにツアー掲載

- ウェブサイトに日本語だけでなく英語・中国語を併記した多言語版を作成、公開
- 海外向け現地ツアー紹介メディアに英語・中国語対応野生動物観光ツアーを掲載



#### 補助対象経費の例

- ・ウェブページ制作費(雑役務費)
- ・専用サーバー購入費(備品費)
- ・多言語広報スタッフ報酬(人件費)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1/2 にあたる額となります。

## ① プロモーションコンテンツの作成

事業例)海外のバードファンに向けた日本の野鳥観光プロモーション動画制作

- 専門家による「日本固有の鳥」の生態解説
- 日本で見ることのできる野鳥とその観察ツアーの様子を撮影



#### 補助対象経費の例

- 鳥類専門家へ出演謝金(諸謝金)
- デザイン会社制作費(雑役務費)
- ・プロモーション動画撮影費(雑役務費)
- ・英語ナレーター依頼費(雑役務費)
- ・レンタルサーバー費(雑役務費)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1 / 2 にあたる額となります。

## ① プロモーションコンテンツの作成

#### 事業例)ターゲット国のニーズを知るためのヒアリング調査・アンケート調査

※プロモーションコンテンツの作成とセットで行う。ニーズ調査単体では補助対象となりません。

- 地域に宿泊した外国人観光客に対するヒアリング調査・アンケート調査
- ウェブ上での動向調査





#### 補助対象経費の例

- ・ヒアリング調査謝金(諸謝金)
- 調査票の印刷代(印刷製本費)
- ・アンケート調査員日当(賃金)
- ・ウェブフォーム制作依頼(雑役務費)
- ・アンケート集計分析業務委託費 (雑役務費)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの1/2 にあたる額となります。

## ② プロモーションの展開

## 事業例) 海外メディアの招聘

- 海外の自然系雑誌記者を招聘し、紹介記事を執筆・掲載依頼
- 海外のテレビ番組制作チームを招聘し、番組や特集としてプロモーション



#### 補助対象経費の例

- ・招聘するメディア・旅行会社等の渡航費・宿 泊費・現地交通費(旅費)
- ・記者/制作会社への委託料(雑役務費)
- ・取材先への謝金 (諸謝金)
- ・打ち合わせ会場費(借料及び損料)
- 通訳案内士の日当(賃金)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの1/2 にあたる額となります。

#### <u>② プ</u>ロモーションの展開

#### 事業例)旅行見本市へのブース出展

- 海外で開催される旅行見本市にブースを出展 日本国内の野生動物観光をPR
- 開催中、現地で広報・商談等と並行して、日本の野生動物観光に関する認知度調査を実施



#### 補助対象経費の例

- ・見本市会場までの往復交通費(旅費)
- · 海外旅行保険(雑役務費)
- ・ブース出展資材の配送費(通信運搬費)
- ・PRパンフレット印刷代(印刷製本費)
- ・ブース出展日に雇用する臨時職員の日当(賃金)
  - ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
  - ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1/2 にあたる額となります。

## ③ ツアーコンテンツの開発・改善

※開発・改善したツアーの実施が必須となり、複数年度計画事業となります。

事業例) 保全活動を組み込んだツアーコンテンツづくり → 保全活動を組み込んだツアーの実施

- ビーチクリーン等、対象となる野生動物の生息地の保全を含むツアーコンテンツの開発
- インバウンドにとっても魅力的なツアー実施のため、訪日外国人を招聘しモニターツアーを催行





#### 補助対象経費の例

- ・企画打ち合わせ会議 会場費(借料及び損料)
- 広告掲載料(雑役務費)
- ・パンフレット印刷費(印刷製品費)
- ・モニターツアーの現地交通費(旅費)
- ・ツア一実施時に設置する野生動物保護のため 柵の設置(資材購入費)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの1/2 にあたる額となります。

#### ③ ツアーコンテンツの開発・改善

※開発・改善したツアーの実施が必須となり、複数年度計画事業となります。

事業例)ファムトリップ等による現在のツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善

→ 改善したツアーの実施

- 専門家を招聘し、企画中のツアーが生態系に影響するか検証
- 自然体験等に強い海外旅行会社やメディア、インフルエンサーを招聘し、企画を改善





#### 補助対象経費の例

- ・招聘する専門家の渡航費・宿泊費・現地交通費(旅費)
- ・ツア一用物品の購入(消耗品費)
- ・パンフレット等の印刷費(印刷製本費)
- ・意見交換等の会場費(借料及び損料)
- 通訳案内士の雇用(人件費)
  - ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
  - ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1 / 2 にあたる額となります。

## ③ ツアーコンテンツの開発・改善

※開発・改善したツアーの実施が必須となり、複数年度計画事業となります。

事業例) 外国語による案内等の受け入れ体制の整備 → インバウンドに対応したツアーの実施

- インバウンド対応可能な人材の育成、雇用
- 案内板やパンフレットの多言語版作成







#### 補助対象経費の例

- ・従業員に対する外国語研修(雑役務費)
- 多言語対応可能な人材の雇用(人件費)
- ・多言語版パンフレットの印刷費(印刷製本費)
- · 翻訳代(雑役務費)
- ・臨時雇用の通訳案内士(賃金)
- ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
- ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの1/2 にあたる額となります。

## ③ ツアーコンテンツの開発・改善

※開発・改善したツアーの実施が必須となり、複数年度計画事業となります。

事業例) 野生動物観光を促進するために必要なルール等の作成 → ルール等に基づくツアーの実施

- 野生動物観光に携わる事業者間で、野生動物を観察するためのルールを作成
- 一定規模のインバウンドを受け入れるにあたって必要な利用者向けガイドラインの整備



#### 補助対象経費の例

- ・関係事業者の意見交換会 会場費(借料及び損料)
- · 案内送付郵送料(通信運搬費)
- 有識者の招聘(諸謝金)
- ・野生動物観光が環境に与える影響の現状把握、効果測定のための調査(雑役務費)
  - ※ 例示した経費が必ず補助対象経費となることを保証するものではありません。
  - ※ 実際に交付される補助金額は、適切と認められた補助対象経費のうちの 1/2 にあたる額となります。